

三条市公共施設等総合管理計画

平成28年7月

三条市

目 次

はじめに	
1 背景と目的	2
2 計画期間	2
3 対象範囲	2
第1章 公共施設等の現状	
1 建物系施設	3
2 インフラ系施設	5
第2章 社会状況等の変化	
1 人口の推移	9
2 市民1人当たりの延床面積の比較	10
3 財政の状況	11
第3章 公共施設等の将来更新費用の推計	
1 試算条件及び試算結果	13
2 試算結果の考察	16
第4章 公共施設等の管理に関する基本方針	
1 基本的な考え方	17
2 基本方針	17
第5章 推進体制	
1 公共施設等全般の統括	19
2 本計画の推進体制	19
補訂	20

はじめに

1 背景と目的

当市では、急激な人口増加や行政需要の拡大などを背景に、様々な社会要請等に対応するため、経済成長が高度経済成長期から安定成長期へと移行した昭和40年代から昭和50年代にかけて行政庁舎や小中学校等の基礎的な行政サービスを提供するための施設を始め、生活の質の向上を目的とする文化・スポーツ施設、また、道路、橋りょうといったインフラ等を集中的に整備してきました。

現在、これらの公共施設等は建設から約40年が経過しており、建築物の耐用年数が60年と言われる中、今後、施設の老朽化に伴う改修や更新などに伴う財政への悪影響が懸念されます。

少子高齢化、人口減少社会を迎え、さらに、平成28年度からは普通交付税の合併算定替の減額が始まり一般財源の確保が厳しさを増す中、従来水準で施設の維持管理や更新を継続していくことは極めて困難です。

そのため、当市が保有する公共施設等の全体像を明らかにし、今後の財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、施設を管理する上での基本方針を定めるものです。

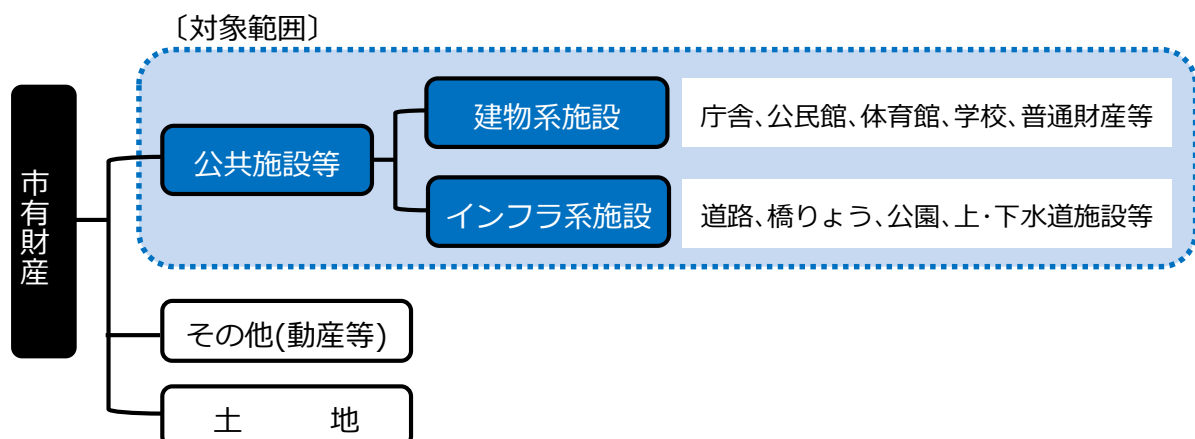
2 計画期間

公共施設等のマネジメントにおいては、中長期的視点での取組が必要であることから、計画期間は、平成28年度から平成47年度までの20年間とします。

3 対象範囲

公の施設のほか、普通財産を含む全ての公共施設等を対象とします。

なお、施設の特性により耐用年数の捉え方等が異なることから、施設設備や構造物の機能等が類似するいわゆるハコモノを「建物系施設」、道路等のインフラを「インフラ系施設」と区分した上で、それぞれの特性を踏まえて基本方針を定めます。



第1章 公共施設等の現状

1 建物系施設

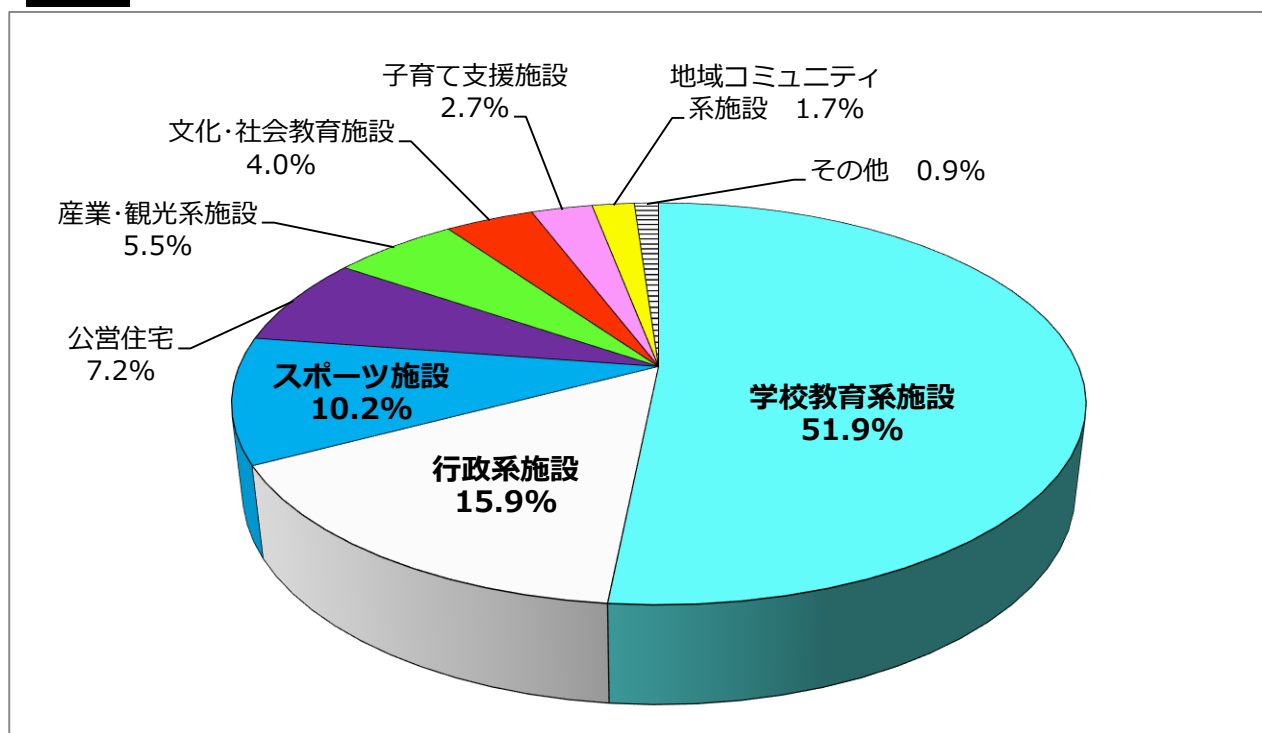
(1) 保有状況

建物系施設は、188施設で、物置等の付帯施設を含む総延床面積は381,577㎡となっており（図1-1）、延床面積の内訳は、学校教育系施設が51.9%、次いで行政系施設15.9%、スポーツ施設10.2%となっています（図1-2）。

図 1-1 施設類型別の施設数及び延床面積(平成 27 年 4 月 1 日現在)

施設類型	主な施設	施設数	延床面積
1 文化・社会教育施設	公民館、図書館等	20	15,272 ㎡
2 スポーツ施設	体育館等	15	38,884 ㎡
3 地域コミュニティ施設	多目的集会施設等	13	6,398 ㎡
4 産業・観光系施設	鍛冶道場、地域間交流施設等	15	21,068 ㎡
5 学校教育系施設	小中学校、学校給食共同調理場等	57	197,908 ㎡
6 子育て支援施設	保育所、児童館等	14	10,331 ㎡
7 行政系施設	庁舎、消防署、福祉センター等	19	60,703 ㎡
8 公営住宅	公営住宅	11	27,332 ㎡
9 その他	公衆便所、自転車置場、普通財産等	24	3,681 ㎡
合 計		188	381,577 ㎡

図 1-2 施設分類別の延べ床面積割合



(2) 建設年別の状況

総務省の「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算(平成26年4月22日)」では建物の耐用年数を60年とし、築30年で大規模改修、築60年で建替えを基本としています。

それを前提に機械的に整理をすると、現在、大規模改修時期を迎えているとされる築30年以上の施設の割合は、全体の53.7%であり(図1-3)、文化・社会教育施設、スポーツ施設、子育て支援施設及び公営住宅に限ってみれば7割以上になります(図1-4)。

図 1-3 建設後の経過年数別の施設割合

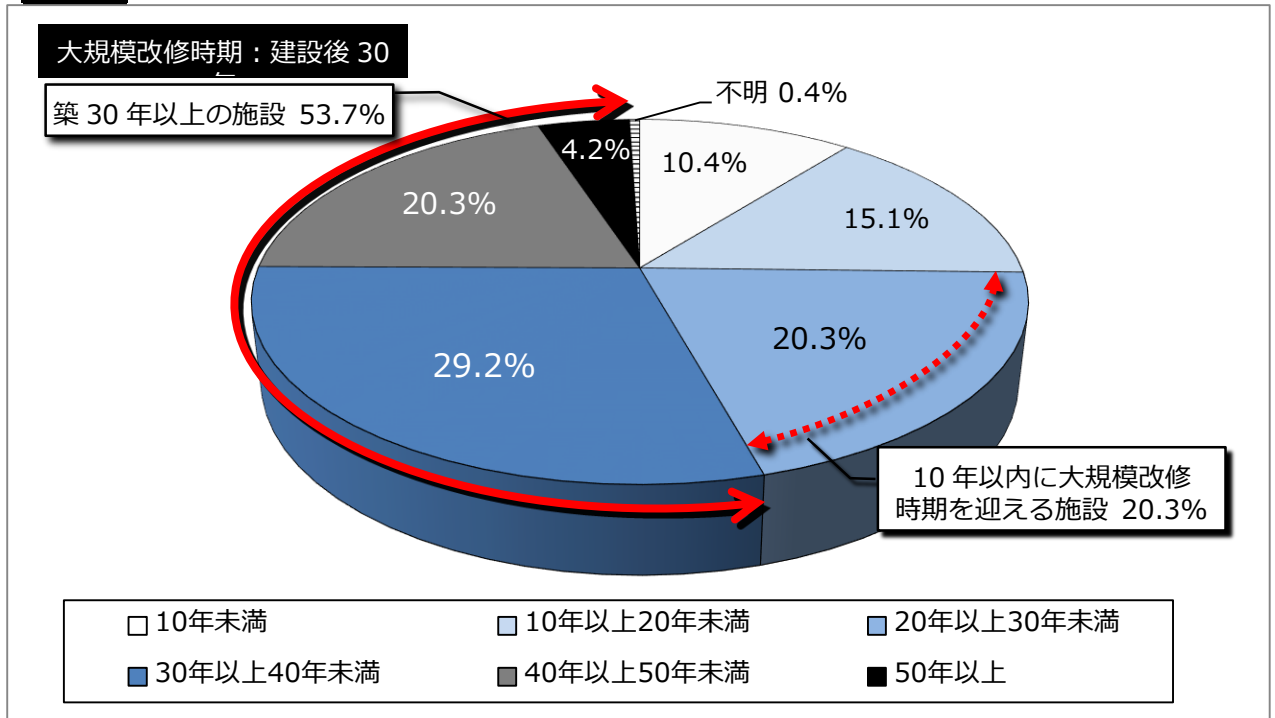
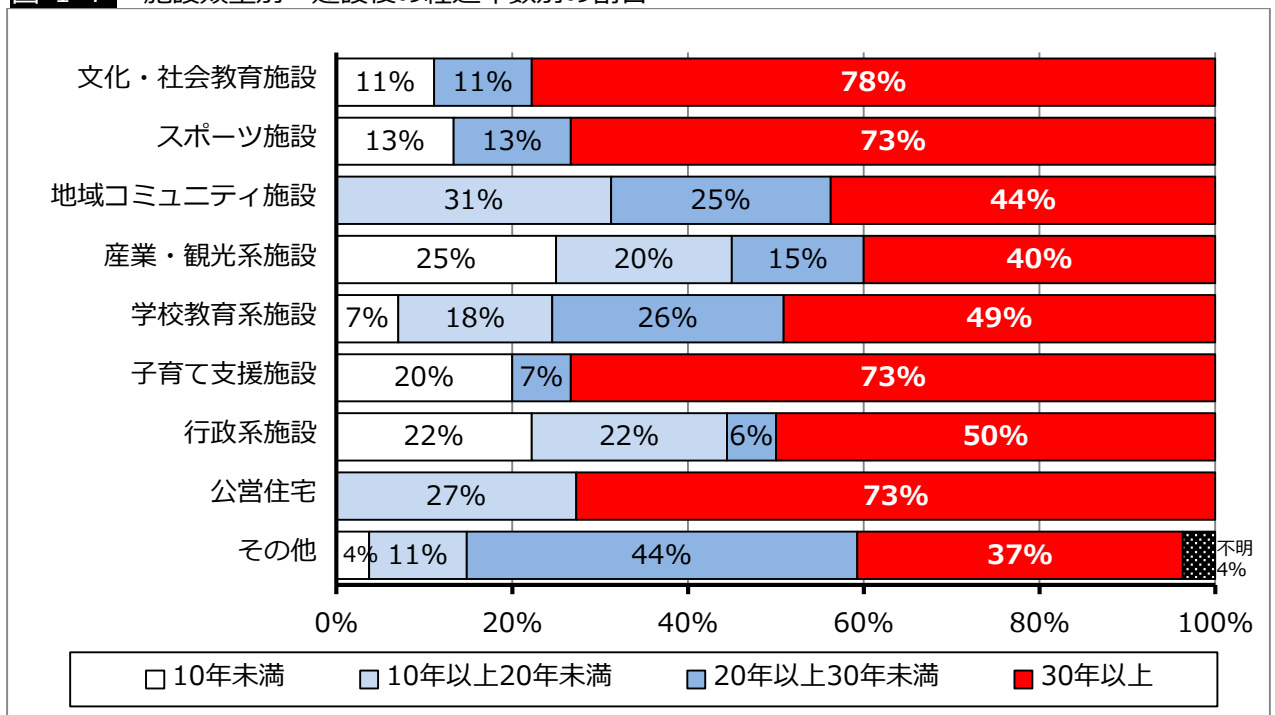


図 1-4 施設類型別・建設後の経過年数別の割合



2 インフラ系施設

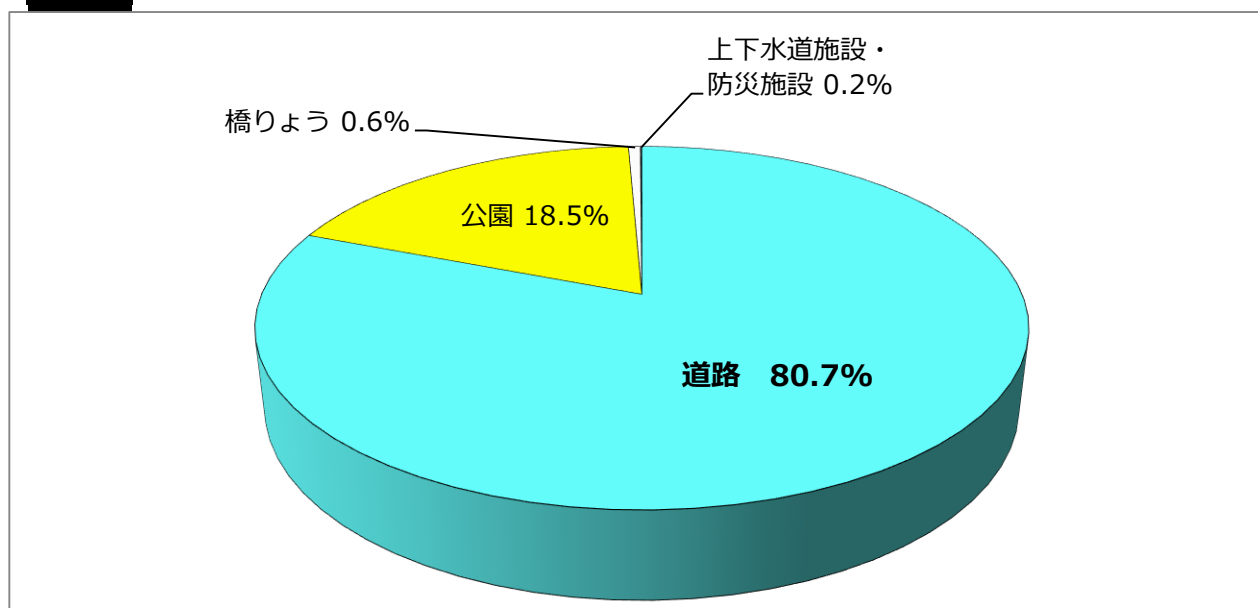
(1) 保有状況

インフラ系施設は、一般道路延長約1,115km、自転車歩行者道延長道約117km、橋りょう675本、公園164施設、上水道施設の管きよ約782km、浄水場2施設、下水道の管きよ約283km、下水処理センター等15施設、水防倉庫等の防災施設117施設で、総面積は8,203,914㎡となっており（図1-5）、その約80.7%を道路が占めています（図1-6）。

図 1-5 施設類型別の施設数量(平成 27 年 4 月 1 日現在)

施設類型	主な種別	施設数量	
		延長又は施設数	面積
1 道路	一般道路	延長：1,114,981m	6,311,798 ㎡
	自転車歩行者道	延長：116,927m	307,814 ㎡
2 橋りょう	橋りょう	675 本	48,878 ㎡
3 公園	都市公園	17 施設	733,100 ㎡
	地域交流公園、緑地等	147 施設	783,000 ㎡
4 上水道施設	管きよ	延長：781,721m	—
	浄水場	2 施設	1,256 ㎡
5 下水道施設	管きよ	延長：283,214m	—
	処理センター等	15 施設	14,977 ㎡
6 防災施設	水防倉庫、ポンプ場等	17 施設	1,177 ㎡
	消防ポンプ置場等	100 施設	1,914 ㎡
合 計			8,203,914 ㎡

図 1-6 施設類型別の面積割合



(2) 建設年別の状況

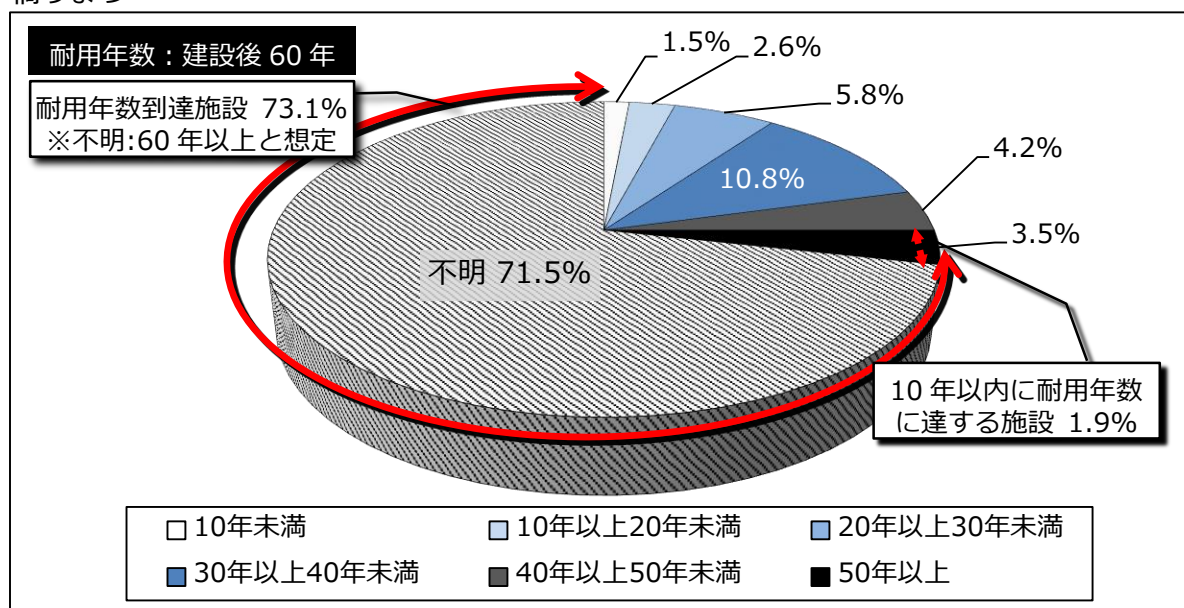
インフラ系施設をそれぞれ施設類型別の耐用年数と比較して整理すると、現在、既に耐用年数に達している施設の割合は、橋りょうでは73.1%、公園では13.1%、上水道施設では管きよで19.4%、浄水場で50%となっています。また、建物の大規模改修時期を迎えている築30年以上の施設の割合は、上水道施設では100%、防災施設では56.4%となっています。なお、整備年度が不明な施設については、一律に建設後60年以上経過しているものとして整理しています（図1-7）。

施設類型別の耐用年数

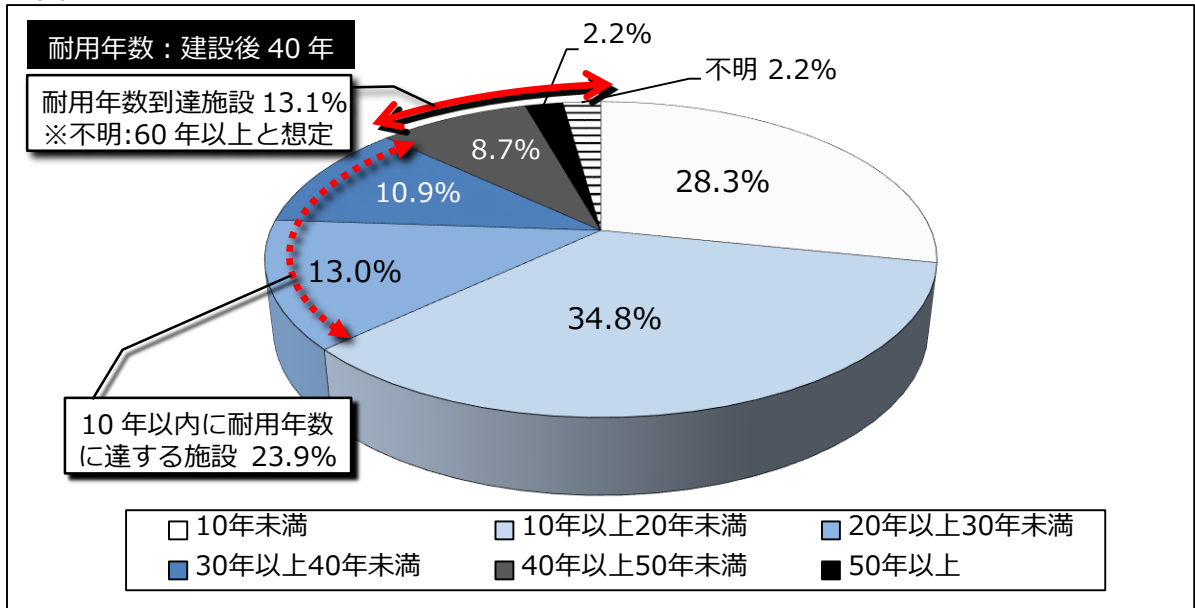
施設類型		耐用年数	参照法令等
1	道路	15年	公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算(平成26年4月22日付総務省)
2	橋りょう	60年	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)
3	公園	40年	公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算(平成26年4月22日付総務省)
4	上水道施設	管きよ	40年 地方公営企業法施行規則
		浄水場	60年 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算(平成26年4月22日付総務省)
5	下水道施設	管きよ	50年 下水道施設の改築について(平成15年6月19日付国都下事第77号国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課長通知)
		処理センター等	60年 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算(平成26年4月22日付総務省)
6	防災施設	60年	公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算(平成26年4月22日付総務省)

図 1-7 施設類型別建設後の経過年数別の施設割合（道路は整備時期不明につき除外）

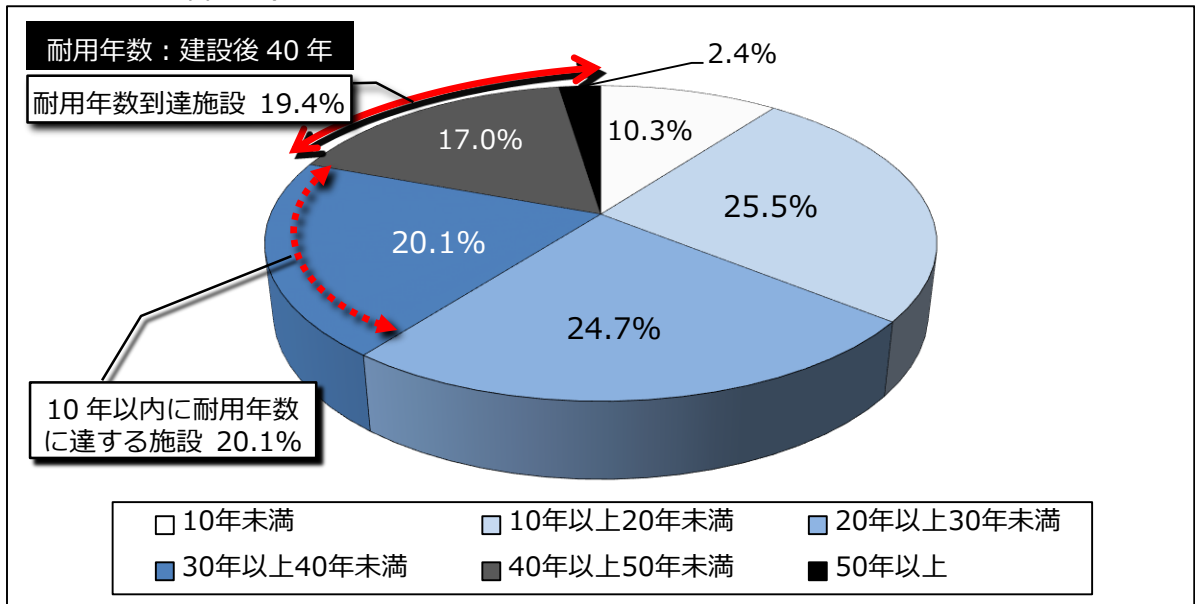
橋りょう



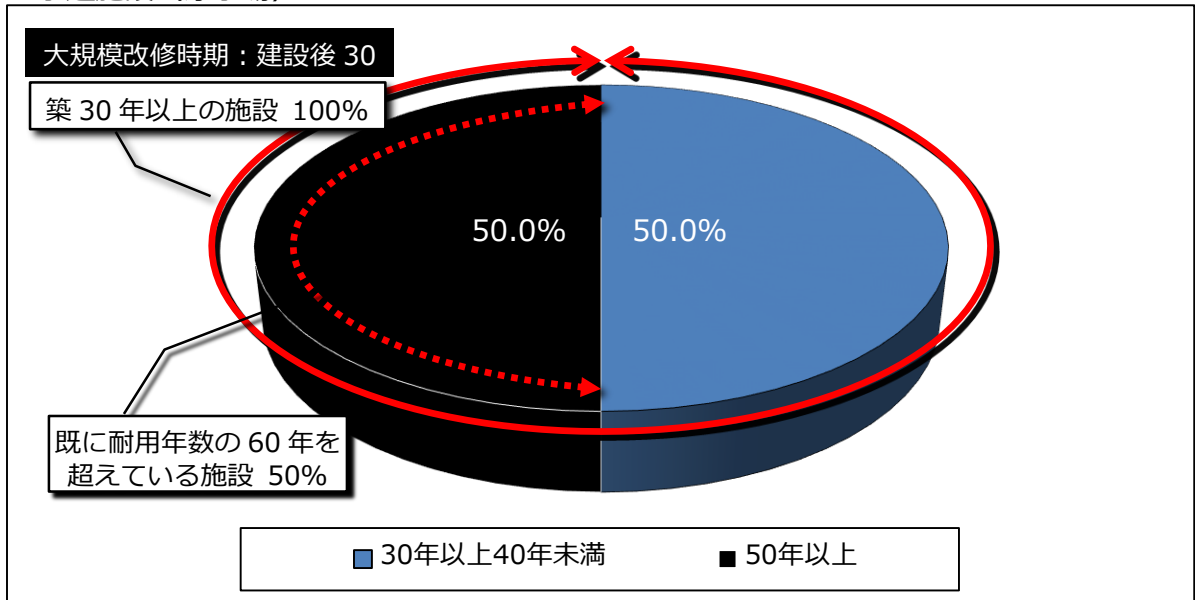
公園



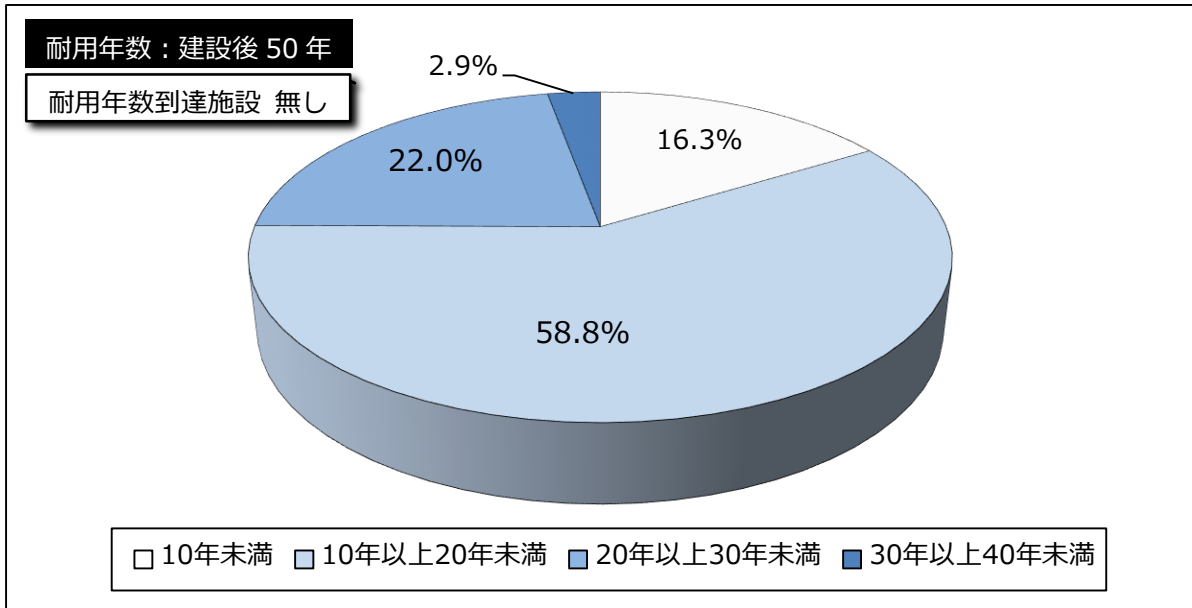
上水道施設（管きょ）



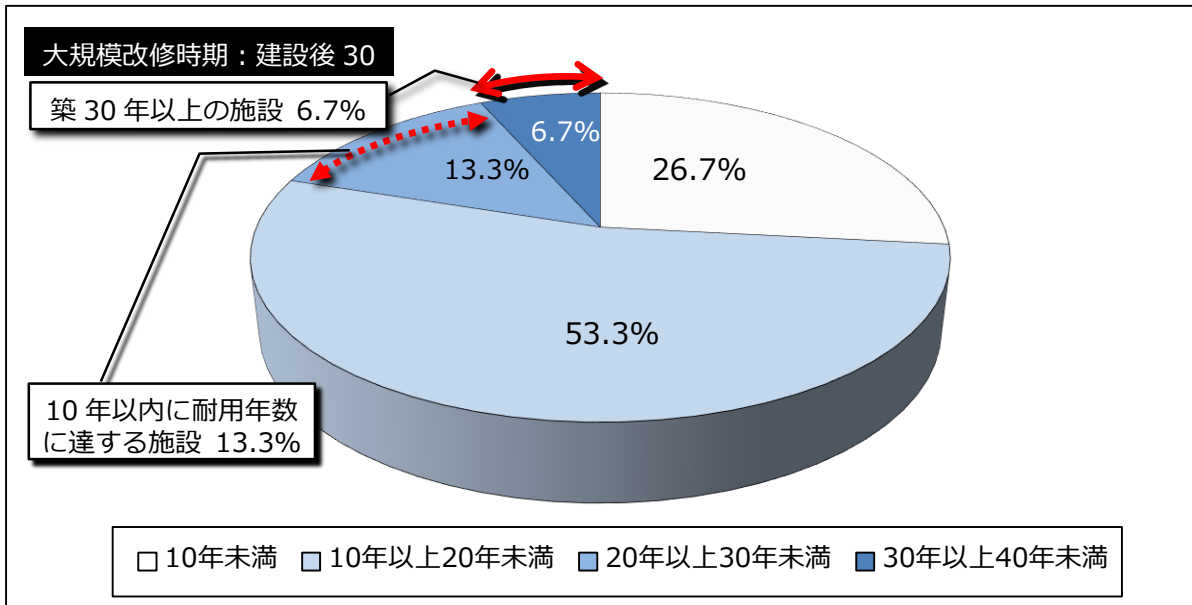
上水道施設（浄水場）



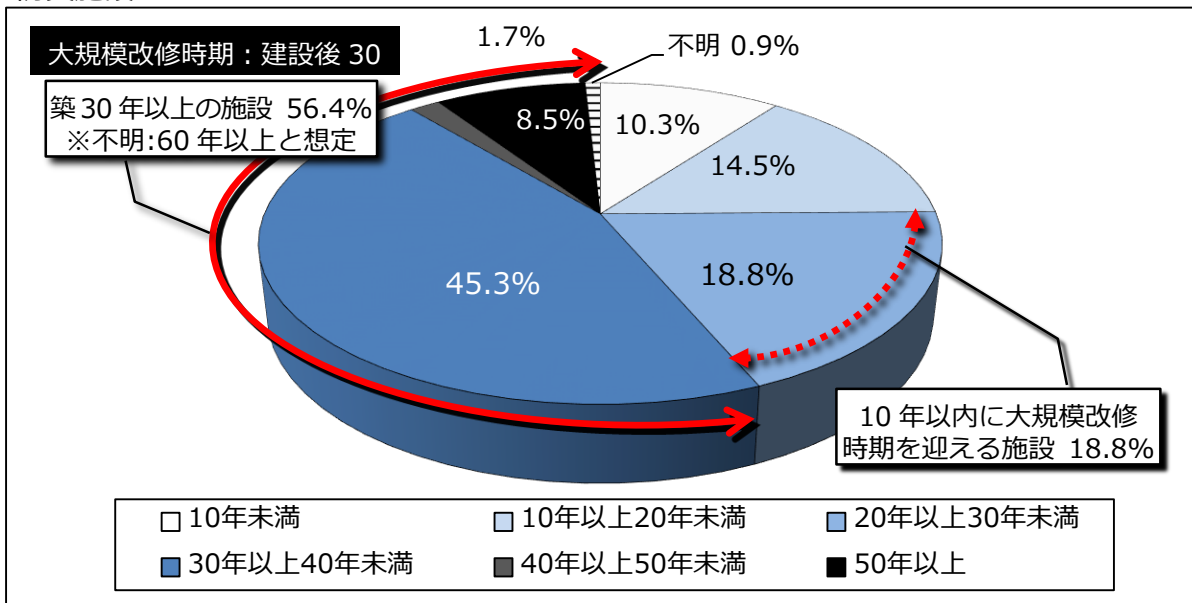
下水道施設（管きよ）



下水道施設（処理センター等）



防災施設



第2章 社会状況等の変化

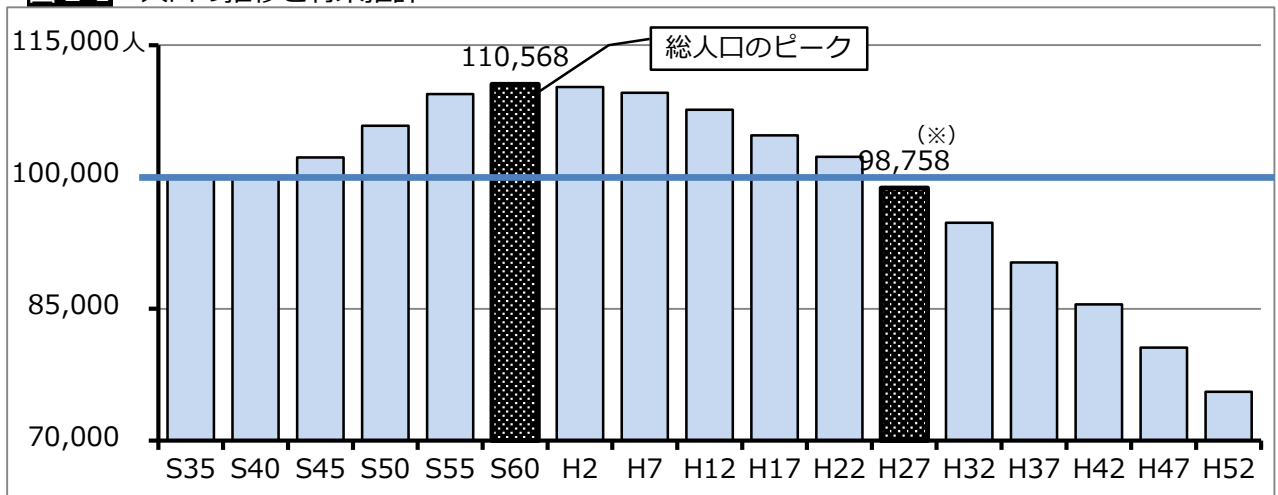
1 人口の推移

当市の総人口は、昭和60年の110,568人をピークに減少し、平成27年には10万人を下回り、その後も減少傾向が続くものと予想されます（図2-1）。

年齢3区分別（15歳未満人口、15～64歳人口、65歳以上人口）に人口を見ると、生産年齢人口である15～64歳人口については、平均すると毎年800人程度減少し、65歳以上人口においては平成32年までは毎年400人程度増加を続け、その後は減少に転じる見込みです（図2-2）。

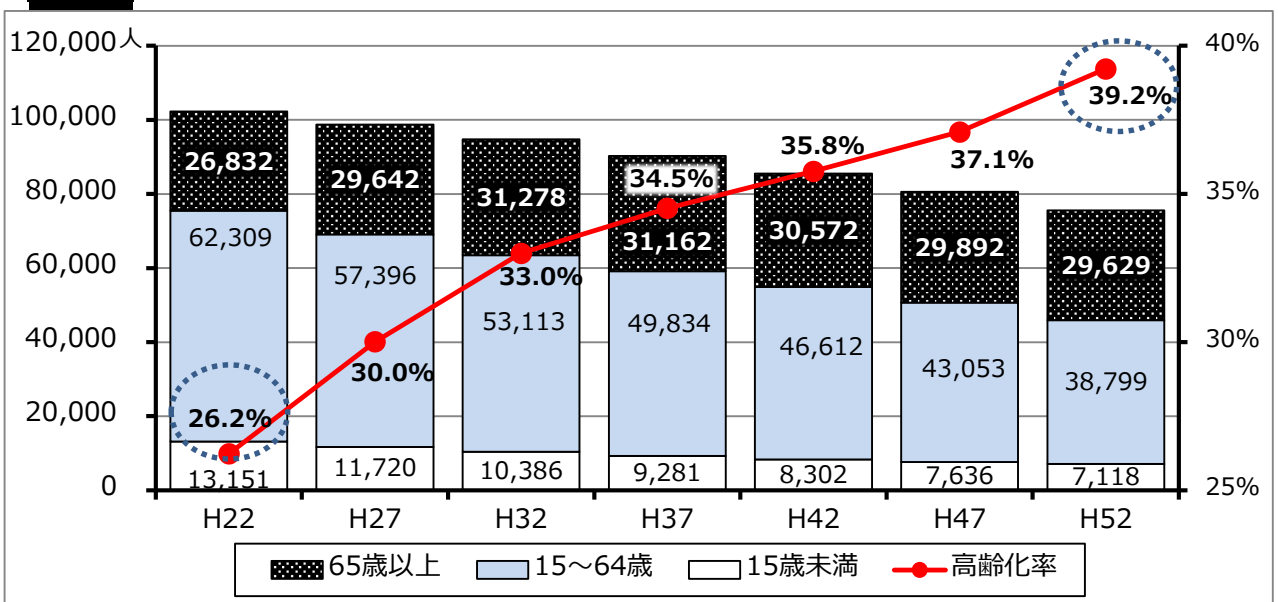
また、構成割合については、65歳以上の人口は、平成22年には全体の3割未満であったものが、平成52年には約4割を占める見込みとなっており、少子高齢化が一層進むことが予想されます。

図2-1 人口の推移と将来推計



(※) 平成27年国勢調査の速報値では、99,216人

図2-2 年齢区分別人口推計



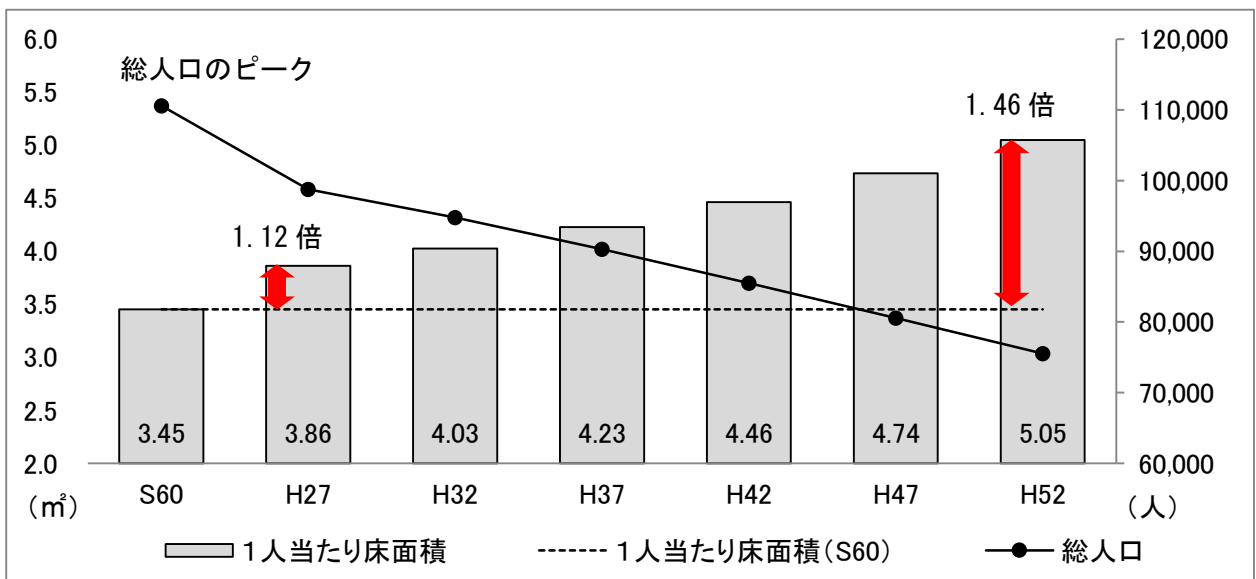
資料：平成22年国勢調査（総務省）、日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

2 市民 1 人当たりの延床面積の比較

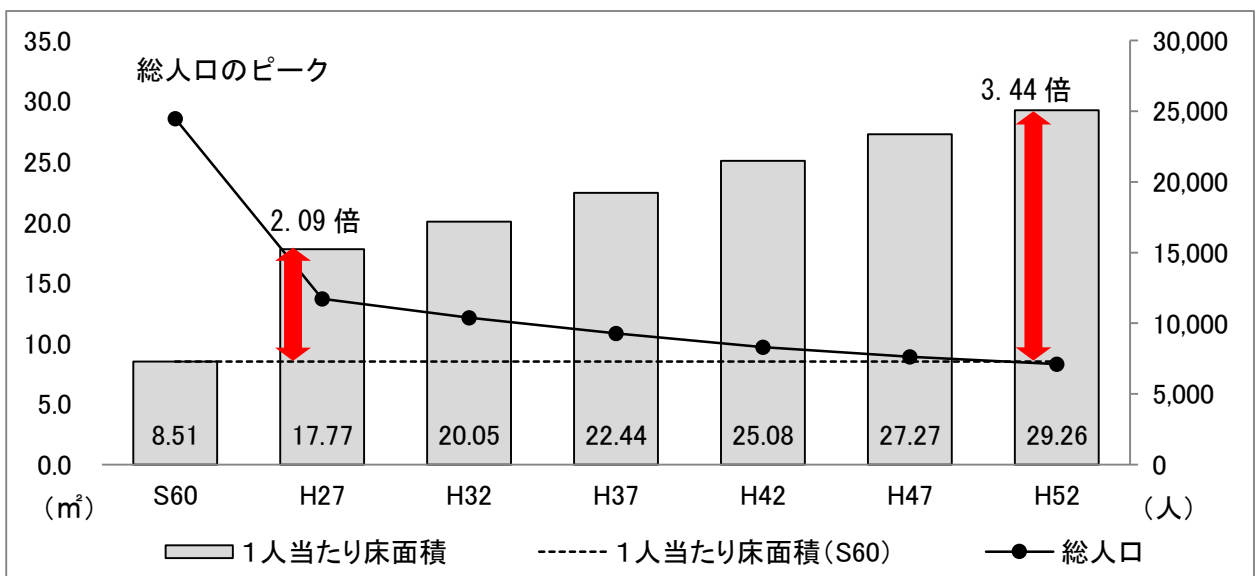
平成 27 年 4 月 1 日時点での延べ床面積を基準に建物系施設における人口 1 人当たりの延床面積を比較すると、総人口のピークである昭和 60 年が $3.45 \text{ m}^2/\text{人}$ であったのに対し、現在はその 1.12 倍の $3.86 \text{ m}^2/\text{人}$ 、さらに平成 52 年には 1.46 倍の $5.05 \text{ m}^2/\text{人}$ になることが見込まれます。また、主な利用者が 15 歳未満の施設（学校教育施設、子育て支援施設）における利用者 1 人当たりの延床面積の比較では、昭和 60 年が $8.51 \text{ m}^2/\text{人}$ であったのに対し、現在はその 2.09 倍の $17.77 \text{ m}^2/\text{人}$ 、さらに平成 52 年には 3.44 倍の $29.26 \text{ m}^2/\text{人}$ になることが見込まれます（図 2-3）。

図 2-3 人口推移による延床面積の比較

市民 1 人当たりの延床面積の比較



主な利用者が 15 歳未満の施設（学校教育系施設、子育て支援施設）における 15 歳未満人口 1 人当たりの延床面積の比較



3 財政の状況

歳入の総額は、平成21年度までは約450億円前後で推移し、平成22年度以降、国の補正予算を活用した予算編成などにより約500億円から600億円の間に推移しています（図2-4）。

歳出では、職員の定員適正化計画等の推進により人件費の削減が図られているものの、高齢化に伴う扶助費の増高や、新市建設計画の進捗に伴う建設事業費及び公債費が増加傾向にあります（図2-5）。

今後の財政収支の見通しとしては、歳入においては、平成28年度から合併算定替の終了によって普通交付税が段階的に減少し、従来よりも一般財源の確保が難しくなる一方、歳出においては、扶助費や合併特例債の償還に伴う公債費等の義務的経費の増加が見込まれることから、これまで財政調整基金残高の確保に努めてきました（図2-6）。

図 2-4 歳入決算額の推移(普通会計)

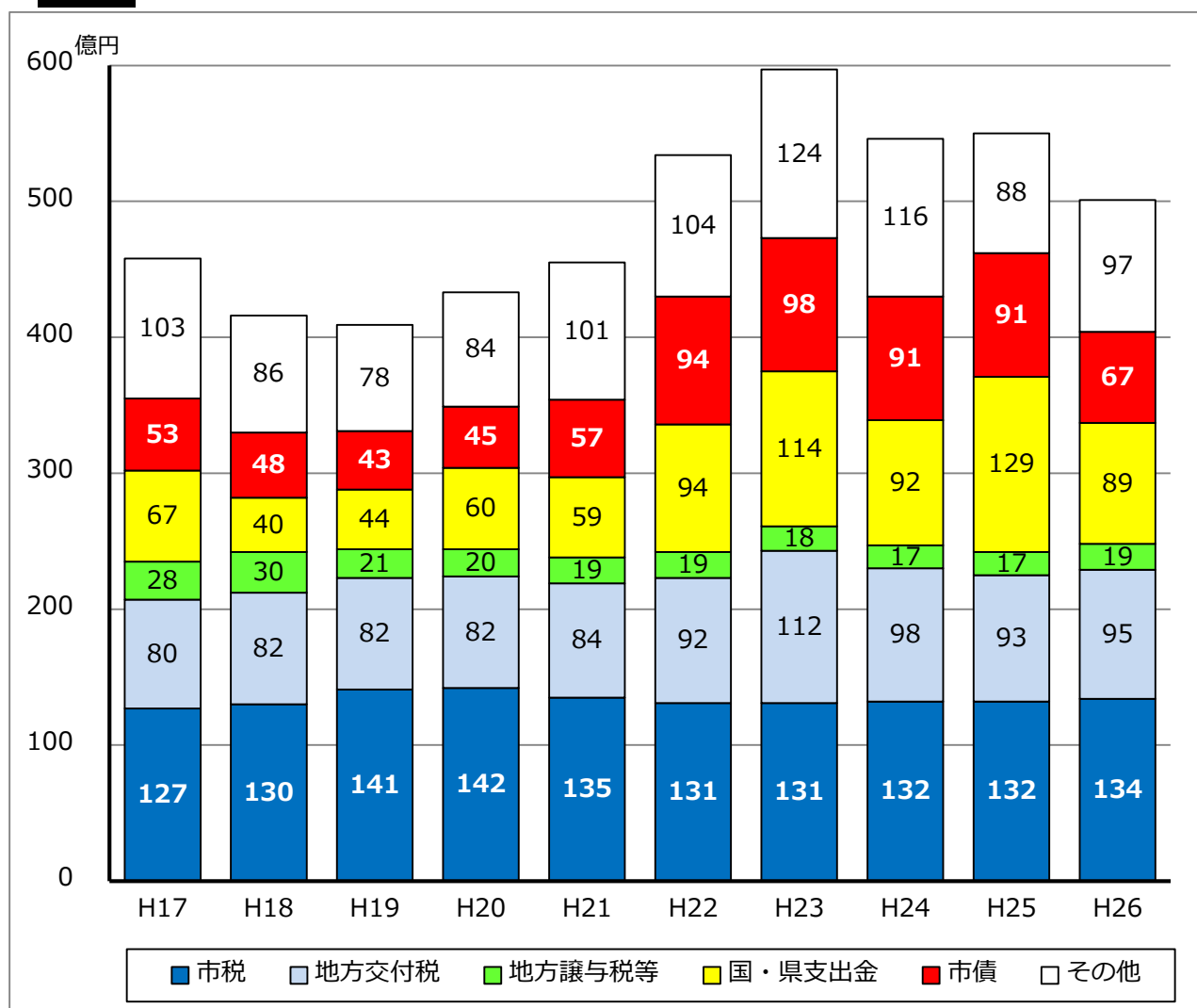


図 2-5 歳出決算額の推移(普通会計)

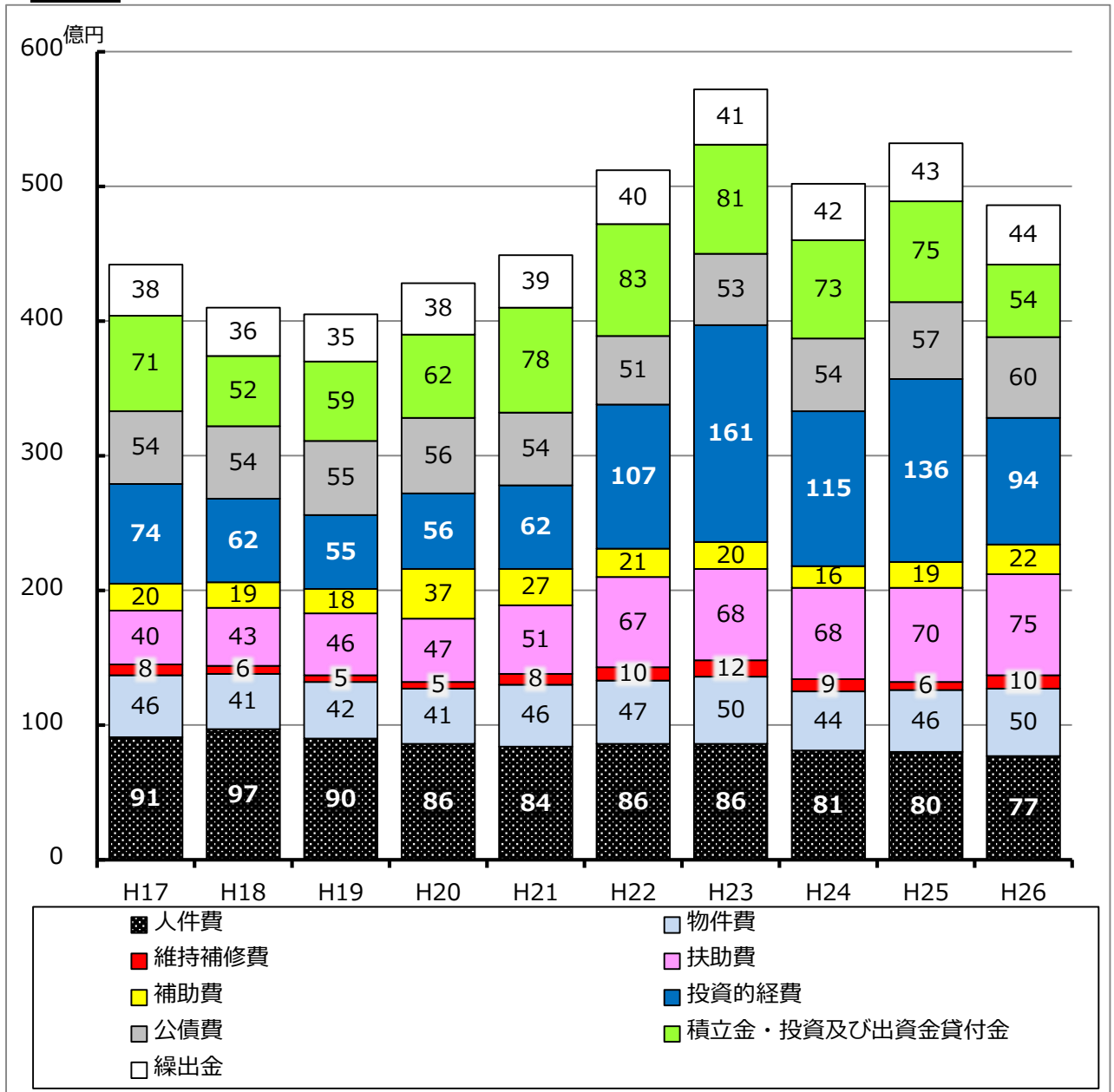
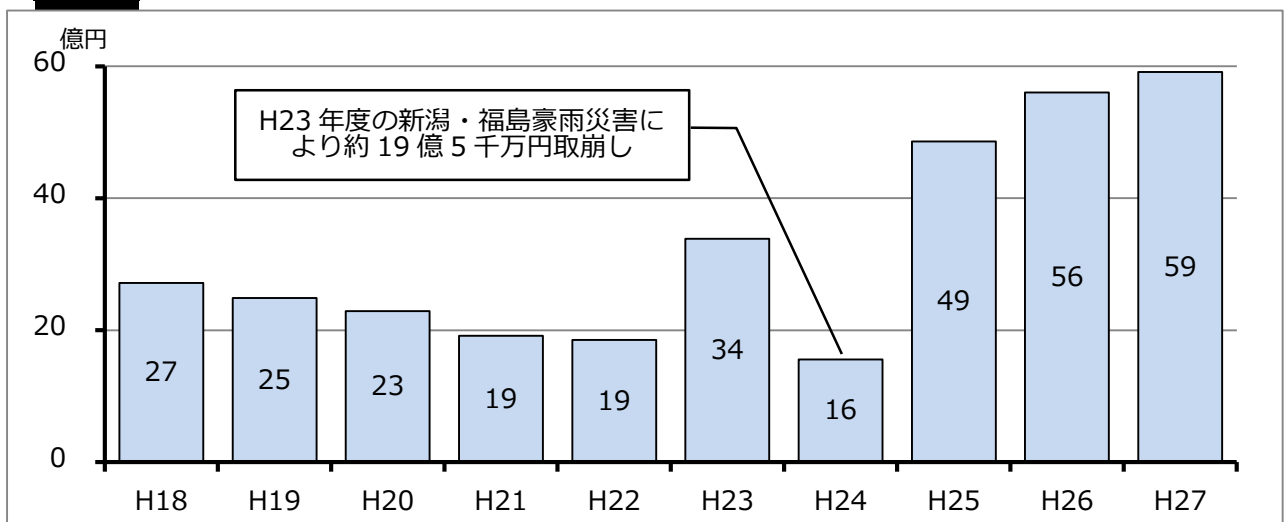


図 2-6 年度当初の財政調整基金残高の推移



第3章 公共施設等の将来更新費用の推計

1 試算条件及び試算結果

現在保有する公共施設等を存置し続けるとした場合の今後20年間の費用について、個々の施設の状況を考慮せずに定期的な修繕や更新を機械的に実施した場合（最大パターン）と、これまで当市が行ってきた各施設の機能を決定的に損なわないために最低限必要となる修繕を逐次施し続けた場合（現状パターン）の2種類の試算を行いました。

(1) 「最大パターン」の試算

最大パターンは、総務省が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」を用いて試算しました。この試算では、例えば建設後30年で建替えの6割程度の費用を要する大規模改修を一律に実施することとしています。現実には建設後30年を超えてもそうした大規模改修を行うことなく良好に機能を維持している施設が多数存在していることを踏まえれば、かなり現実から乖離した過大な費用が生じる試算といえます。

この条件で試算を行った結果、今後20年間の総額で1076.9億円（年平均約53.8億円）という多額の費用を要することが明らかになりました（図3-1）。

しかし、こうした財政の観点から見ればかなり厳しい見通しで試算したとしても、平成47年度の実質公債費比率は13.7%、経常収支比率は97.6%、財政調整基金残高は8.0億円と、財政運営は相当厳しい状況に陥るものの、直ちに立ち行かなくなることはないと思込まれます（図3-2）。

図 3-1 「最大パターン」における施設の更新等に係る経費の推移

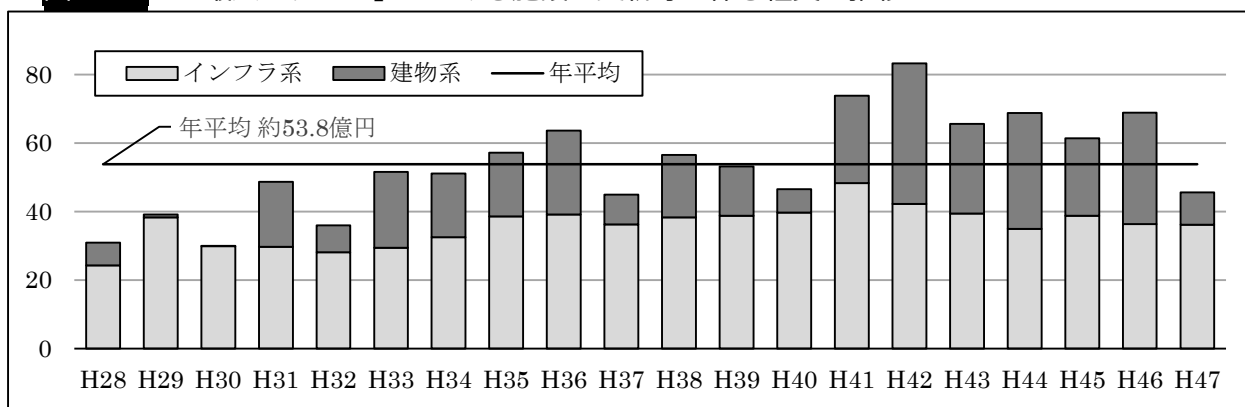
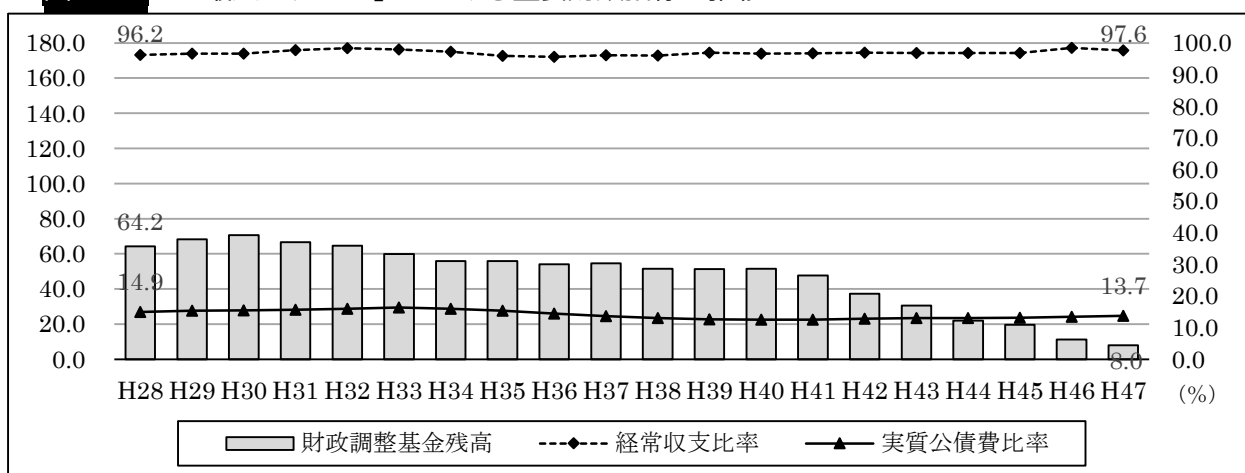


図 3-2 「最大パターン」における主要財政指標の推移



試算条件

項目		内容			
建物系施設	更新周期	建設後60年で建替え 建設後30年で大規模改修			
	更新単価等	区分	施設類型	建替え	大規模改修
		1	文化・社会教育施設、地域コミュニティ施設、行政系等施設	35万円/㎡	22万円/㎡
		2	スポーツ施設、産業・観光施設	25万円/㎡	14万円/㎡
		3	学校教育系施設、子育て支援施設	20万円/㎡	11万円/㎡
	4	公営住宅	15万円/㎡	10万円/㎡	
※建替え時の単価は「更新費用試算ソフト」及び三条市での実績の単価を参考とし、大規模改修の単価は建替え時の約6割として試算					
インフラ施設	更新周期	区分	更新周期		
		道路	舗装部分を15年で更新（打ち替え）		
		橋りょう	整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新		
		公園	建 物：建設後60年で建替え、30年で大規模改修		
		上水道施設	管きよ：整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新		
		下水道施設	管きよ：整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新 建 物：建設後60年で建替え、30年で大規模改修		
更新単価等	施設類型		更新単価等		
	道 路（舗装道路）	一般道路	4,700円/㎡		
		自転車歩行道	2,700円/㎡		
	橋りょう	R C 橋・P C 橋	425千円/㎡		
		鋼橋	500千円/㎡		
	公 園（建物）	建替え	20万円/㎡		
		大規模改修	11万円/㎡		
	上水道施設	導水管及び送水管	～1,000 mm	100～161千円/m	
		配水管	～600 mm	97～142千円/m	
	下水道施設	コンクリート管・塩ビ管等		124千円/m	
建物		建替え	25万円/㎡		
		大規模改修	14万円/㎡		

(2) 「現状パターン」の試算

現状パターンは、厳しい財政状況にあって現在各施設の所管課が逐次実施している施設機能や安全性を維持するために必要となる改修を引き続き実施していくものとして試算しました。

この試算は、これまでさほど大きな問題を生じさせていない従来の取組を踏襲するものであり「最大パターン」と比較するとより現実に即した試算といえますが、施設の建替えなどは考慮されていません。

この条件の下で試算を行った結果、今後20年間の総額で496.4億円（年平均24.8億円）の費用を要することが明らかになりました（図3-3）。

また、平成47年度の実質公債費比率は7.1%、経常収支比率は91.5%、財政調整基金残高は117.0億円（図3-4）と、「最大パターン」と比較してかなり安定した財政運営が見込まれます。

図 3-3 「現状パターン」における施設の更新等に係る経費の推移

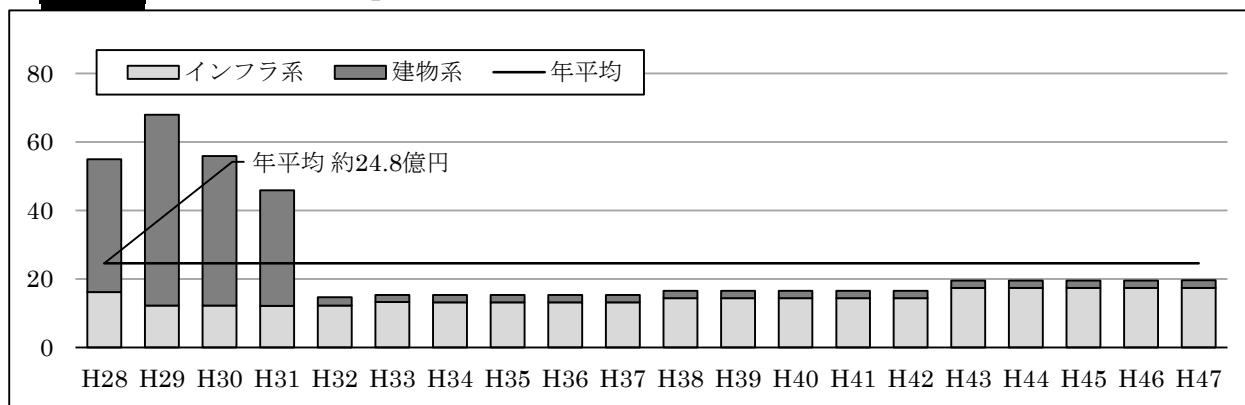
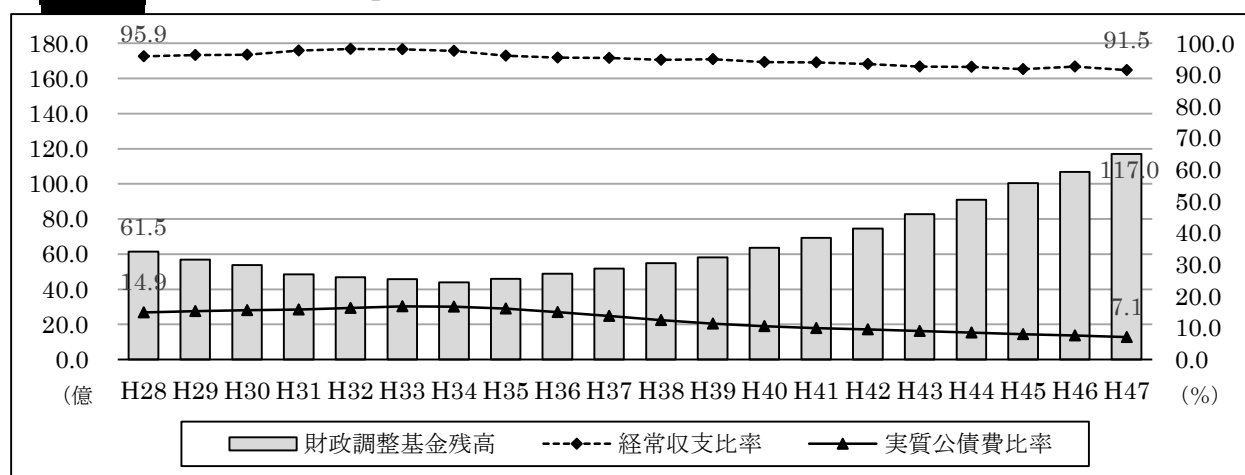


図 3-4 「現状パターン」における主要財政指標の推移



2 試算結果の考察

これまで我々が取り組んできた「経営戦略プログラム」「新経営戦略プログラム」に基づく行財政改革の結果、今後の施設の更新等に係る経費をかなり過大に見込んだ「最大パターン」の道を仮に選択したとしても直ちに財政運営を破たんさせることはない水準にまで当市の基礎体力は強化されています。

しかし、これはあくまでも「最大パターン」を選択しても財政運営が全く立ち行かなくなることはないという意味でしかなく、その場合に見込まれる財政調整基金残高などは高等教育機関の設置又は誘致を始めとする総合計画に掲げた諸施策等を着実に展開していくには極めて不十分であると言わざるを得ません。

このことから、「最大パターン」を財政運営上、最も厳しい試算と位置付けながら、これまでの取組に倣った「現状パターン」を引き続き志向することによって、施設の機能や安全性を維持していくことが求められます。

他方で「現状パターン」をただ継続していけば良いということでもありません。先に述べたとおりこの試算では施設の建替え等が考慮されていません。対症的な修繕を繰り返した場合、老朽化の状況によっては突発的に建替えが必要になるなどし、多額の費用が発生します。また少子高齢化、人口減少社会の到来や市民ニーズの変化などに伴い過大となった施設や役割を終えた施設も生じてきています。

さらに、現在開設を目指している実学系ものづくり大学を始めとした諸施設の建設等を考慮すると「現状パターン」で見込まれる財政調整基金残高などは、かなり下振れする可能性が含まれているものといえます。

したがって、今後は安易にこれまでの取組を継続するのではなく、これらの課題に適切に対処しながら、可能な限り「現状パターン」で試算された財政運営に近づけていくという姿勢が必要となります。

施設の更新等に要する経費

区 分		建物系	インフラ系	合 計
最大パターン	20年間	357.5 億円	719.4 億円	1076.9 億円
	年平均	17.9 億円	36.0 億円	53.8 億円
現状パターン	20年間	290.3 億円	206.1 億円	496.4 億円
	年平均	14.5 億円	10.3 億円	24.8 億円

計画終期（平成47年度）における主要財政指標の状況

区 分	経常収支比率	実質公債費比率	財政調整基金残高
最大パターン	97.6%	13.7%	8.0 億円
現状パターン	91.5%	7.1%	117.0 億円

今後開設を予定している施設

施設名	所在地	供用開始予定
スポーツ・文化・交流複合施設	荒町二丁目地内	平成31年度
医療系高等教育機関	上須頃地内	平成32年度
実学系ものづくり大学	上須頃地内	平成33年度
図書館等複合施設	元町地内	未定

第4章 公共施設等の管理に関する基本方針

1 基本的な考え方

公共施設等は、その寿命が社会の急速な変化のサイクルに比して一般的に長く、また、一旦整備されれば利用効率にかかわらず既得権益化しやすい性質を有していることから総じて変化に対して硬直的であるといえます。

しかし、第2章で述べたとおり、当市の総人口は、昭和60年の約11万人をピークに減少に転じ、公共施設等が整備された当時から社会状況は大きく様変わりしています。他方で、こうした少子高齢化、人口減少社会にあっても、当市のまちづくりの方向性である多極分散型社会を堅持していくためには、このまちに足らざる機能は何かを考え、今日の価値観に照らし合わせながら、都市機能を再構築していかなければなりません。

折しも、多くの公共施設が老朽化し、順次その更新等が見込まれる中、財政負担の軽減を図りつつ、公共施設の価値を最大化していくためには、施設機能の集約化・複合化を意識するとともに、民間の創意工夫を大胆に取り入れ、利用者満足度の向上に向けたサービスの充実を図りつつ、収益性も確保していく必要があります。

2 基本方針

第3章までの検討等を踏まえ、今後の財政状況を念頭に置きつつ、社会情勢の変化によって生じた需給バランスの乖離の是正やこれまで以上に安定的な施設機能の存続等を図っていくため、次の取組を新たに実施することとします。

(1) 保有総量の最適化

少子高齢化と人口減少の急速な進展を踏まえると、現在の施設規模よりも縮小していくことが自然の成り行きと言わざるを得ません。

そのため、建物系施設においては、「公共施設再配置計画」を策定し、社会的需要の変化によるニーズ等を踏まえ、施設の廃止や施設機能の複合化、集約化を進めていくとともに、新たな施設に対するニーズへの対応についても、それ同士又は既存施設との複合化を基本とし、施設機能の共有化による規模の縮減を図りながら合理的な施設整備を進めていきます。

なお、既に基本方針を定めている学校教育施設及び子育て支援施設については、それぞれ各計画により推進していきます。

インフラ系施設においては、今後予測される交通量を見据えた道路幅員等の見直しや計画路線の廃止等といった都市計画道路の見直しのほか、将来的な費用対効果を踏まえて公共下水道事業計画の見直しを進めていきます。

(2) 施設の長寿命化

今後も継続的に運用していく必要がある施設については、維持管理費用の縮減を図りつつ、施設の安全性を確保していく必要があります。

そのため、建物や設備が大きく劣化・毀損してから対処する「事後保全型」の維持管理方法ではなく、定期点検や簡易な修繕に加え、適切な時期に必要な改修工事を行うことを基本とした「予防保全型」の計画的な維持管理をより一層徹底し、施設の長寿命化

の推進、施設機能や安全性の確保に取り組むとともに、将来的な維持管理費用の縮減・平準化を図っていきます。

なお、既に長寿命化計画を策定している又は策定予定の施設については、それぞれ各計画により推進していきます。

施設の長寿命化に係る個別計画

区分	施設類型	施設の長寿命化計画等	計画期間等
建物系施設	市営住宅	市営住宅長寿命化計画	H26年度～H35年度
インフラ系施設	道路	道路整備の優先順位評価基準	H29年度本格運用
	橋りょう	橋梁長寿命化計画	H25年度～H29年度
	公園	公園長寿命化計画	H28・29年度策定予定
	上水道施設	水道事業ビジョン	H28年度策定予定
	下水道施設	下水道長寿命化計画	H27年度～H31年度

(3) 民間活力の積極的な活用

財政状況が厳しい今日にあって、きめ細かなサービスを効率よく提供し続けていくためには、得意な者が得意なことを実施するという原則の下で、官民連携を進めていくことが不可欠です。

そこで、現在行っている指定管理者制度の導入による施設運営を始め、新たに、公共施設を新設する場合や既存の床面積に余剰がある場合などに、公募型のプロポーザル方式によって優れた企画力や経営能力などを有した民間事業者はその余剰スペースを貸し付ける「三条版コンセッション方式」を積極的に取り入れ、市民サービスの向上と新たな歳入の確保を図っていきます。

また、道路や公園などの効率的かつ安定的な維持管理等を将来にわたって継続していくため、地域の実情に精通した地元の建設業者等にそれらを包括して委託する「包括的民間委託」の導入を進めていきます。

第5章 推進体制

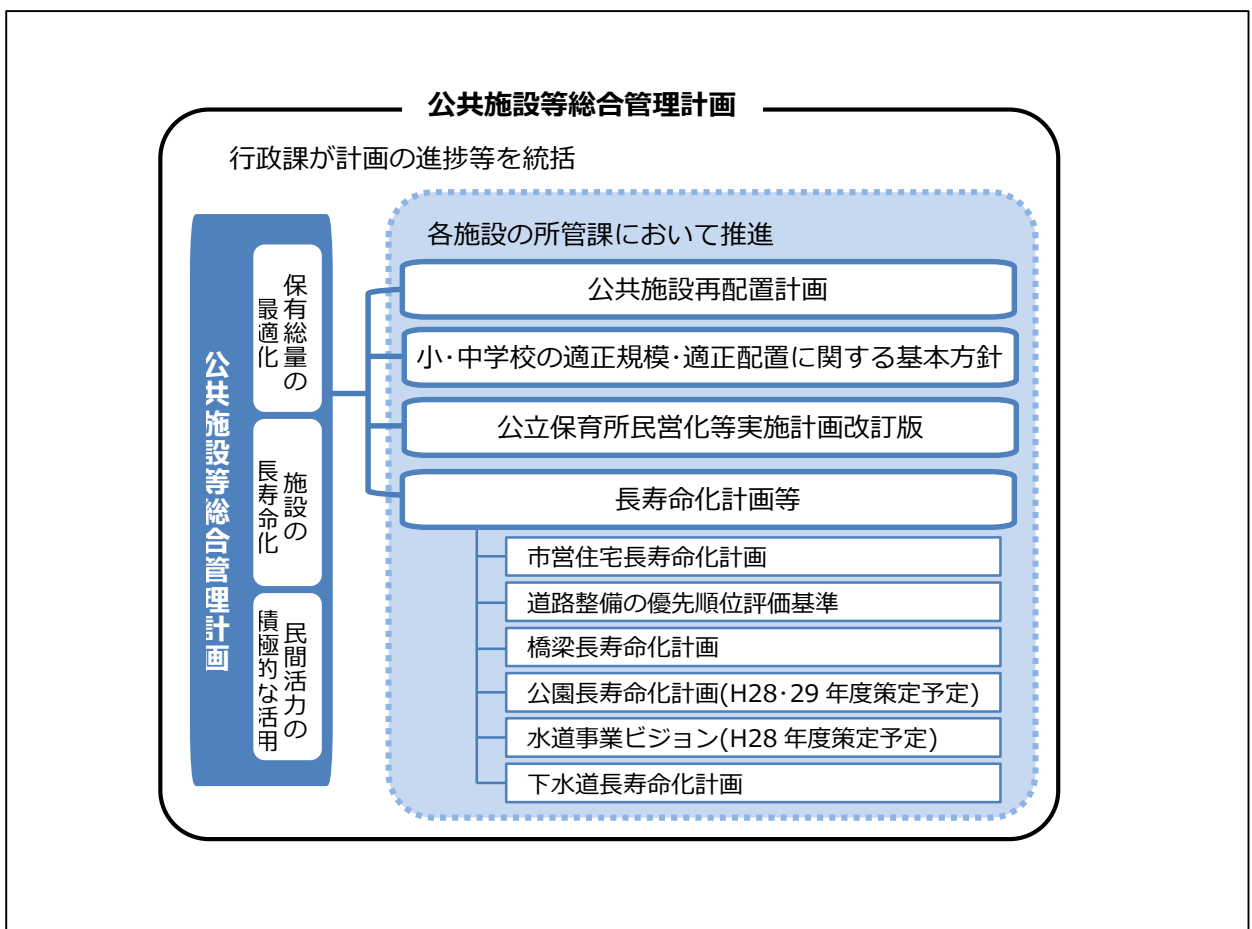
1 公共施設等全般の統括

本計画の推進に当たっては、組織の枠を超えて取り組む必要があることから、総務部行政課が公共施設等の情報を一元的に管理し、計画に関する事務を統括します。

2 本計画の推進体制

本計画は、各施設の所管課において、それぞれの個別計画等に基づく取組を進めていくとともに、必要に応じ、地域住民等により構成される地区協議会などからご意見をいただきながら推進していきます。

推進体制



【令和6年3月補訂】

「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（総務省 平成26年4月22日策定）が改訂（令和4年4月1日）されたことによる補訂

「第1章 公共施設等の現状」に次の項目を加える。

○ 施設保有量の推移

令和5年4月1日現在

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ床面積 (㎡)	395,441.80	408,048.03	397,540.10	416,923.60	434,307.51	438,785.32	438,582.03

※道路、橋梁等のインフラ系施設を除く。

○ 有形固定資産減価償却率の推移

令和5年4月1日現在

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
有形固定資産 減価償却率 (%)	37.67	37.37	39.64	39.38	39.23	42.90	42.51

※固定資産の老朽化が耐用年数に対してどの程度進んでいるのかを全体的に把握する指標

※土地等の非償却資産を除く。

○ 過去に行った対策（実績）

令和5年4月1日現在

年度	計画上の区分	対策の内容
平成28年度	民営化	長久の家の管理・運営を県央福祉会に移管し、民営化
平成29年度	維持継続	うるおい広場を廃止
令和2年度	新たな施設整備	総合体育館と体育文化センターを統合して体育文化会館を新設
	地域への譲渡	中央いきいきセンター及び田島いきいきセンターを県央福祉会に譲渡
令和3年度	地域への譲渡	リージョンセンターを廃止
	廃止等	福多老人の家及び八木鼻荘を廃止
令和4年度	新たな施設整備	図書館等複合施設を新設
	地域への譲渡	金子新田会館を三条中小企業共同工場協同組合連合会に譲渡
	廃止等	下田公民館森町分館を廃止

「第3章 公共施設等の将来更新費用の推計」に次の項目を加える。

○ 現在の維持管理経費

令和5年4月1日現在

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
維持補修費 (千円)	1,132,058	2,131,175	957,271	727,532	1,434,425	1,205,600	1,316,317

※各年度決算における維持補修費

○ 充当可能な地方債、基金等の財源の見込み

三条市で施設の老朽化が総体として進む中で、今後、施設の大規模改修等に要する経費も総体的に増加していくと見込まれます。そのため、公共施設等適正管理推進事業債等の地方債や、公共施設整備基金の活用など、計画的な財源確保に努めます。

「第4章 公共施設等の管理に関する基本方針」に次の項目を加える。

○ 点検・診断等の実施方針

建築基準法で定められた定期点検を引き続き実施するとともに、職員等による清掃活動や点検活動を日常的に行い、不具合の早期発見と予防保全に努めます。

○ 安全確保の実施方針

安全の確保に当たっては、多数の市民の利用がある施設であるかなどの視点から、対応の優先度を検討し、限られた財源を有効に活用して市民の安全確保に努めます。

○ 耐震化の実施方針

本市が所有する建築物については災害時に重要な役割を担う施設や市民が利用する施設が多く存在することから、特に率先した耐震化の促進が必要です。防災拠点となる庁舎や避難所などの施設及び小中学校の耐震化は概ね完了していますが、その他の施設である公民館、集会施設及び保育所等のまだ耐震化されていない施設について、耐震化を含め適切に対応します。

○ ユニバーサルデザイン化の推進方針

三条市ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、できるだけ多くの人が使いやすい施設を目指します。具体的には、施設の新設・大規模増改築に当たっては、実施設計に反映可能な時期に三条市ユニバーサルデザイン施設利用懇話会を開催し、当該施設の新設・大規模増改築に対し、様々な特性を持つ人などから意見を伺い、使いやすい施設となるよう努めます。

また、設計や工事監理を外部に委託する場合は、委託先に指針を示して市の取組を理解してもらうとともに、ユニバーサルデザイン化への積極的な提案を依頼します。

○ 脱炭素化の推進方針

三条市環境基本計画及び三条市地球温暖化防止実行計画に基づき、脱炭素社会実現のため、LED照明灯等の省エネルギー性能に優れた機器等の導入による消費エネルギーの省力化を図るなど、公共施設等における脱炭素化に向けた取り組みを推進します。